

# パートタイム・有期雇用労働法説明会 & 個別相談会のご案内

令和3年4月1日より、「パートタイム・有期雇用労働法」が全面施行されます。企業の皆様におかれましては、これまでの間に、特に、通常の労働者とパートタイム・有期雇用労働者との間の不合理な待遇差がないかどうかを点検していただき、問題がある場合はその解消に向けた取組みが必要となります。

そのため、山形労働局では、企業の人事労務担当者の皆さまを対象に説明会と個別相談会を開催します。

参加ご希望の場合は、裏面の申込書により当室あてFAXにてお申込みください。

**[対象]** 事業主・企業の人事労務担当者

**[開催日時]** 令和2年12月2日(水) 13:15~16:30 定員30名  
令和2年12月7日(月) 13:15~16:30 定員30名  
令和2年12月9日(水) 13:15~16:30 定員30名

**[内容]** 説明 パートタイム・有期雇用労働法への対応  
～不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアルから～  
説明 山形働き方改革推進支援センターによる支援について  
個別相談会(事前予約制)

**[場所]** ヤマコーホール 山形市香澄町3-2-1 山交ビル 7階

**[申込方法]** 裏面の申込書によりFAX(023-624-8246)にてお申し込みください  
参加日時確定後、担当者より個別にご連絡いたしますので、連絡先電話番号を明記のうえ、12月1日(月)までに送付してください。

## [参加・申し込みに当たってのご注意]

- (1) 申し込みは先着順といたします。ご希望に沿えない場合、別の日時でご案内することがあります。
- (2) 参加者は1社あたり最大2名までといたします。
- (3) 当日は、発熱や体調不良等の症状がないことをご確認いただき、マスクの着用、会場での検温、当室備え付けのアルコールにより手指を洗浄の上、ご参加ください。
- (4) 車でお越しの場合は、山交ビル契約駐車場をご利用の場合は駐車券をご持参ください。料金の減免手続きを行います。

## [参考]

- (1) 「パートタイム・有期雇用労働法」に関するご質問などにつきましては、個別対応もいたしておりますので、当室までお問い合わせください。
- (2) 「パートタイム・有期雇用労働法」については、下記についてもご参照ください。  
山形労働局HP>働き方改革>同一労働同一賃金>同一労働同一賃金特集ページ  
・パートタイム・有期雇用労働法解説動画  
・参考資料 「不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル」

## 問い合わせ先

山形労働局 雇用環境・均等室

〒990-8567 山形市香澄町3-2-1 山交ビル 3階

TEL 023-624-8228 FAX023-624-8246